

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人あすのば（以下「本会」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の定例報酬月額、(別表1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会が決めるものとする。

- 2 常勤の理事に対する役員賞与は、(別表2)常勤役員賞与のとおりとする。
- 3 常勤の理事に対する第7条に規定する退職慰労金は、(別表3)常勤役員退職慰労金

の算出要領に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(費用)

第8条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年7月12日より施行し、平成27年6月19日より適用する。

附 則 この規則の一部改正は、平成 28 年 3 月 4 日から施行する。

別表1 常勤役員報酬月額「俸給表」（単位：円）							
号俸	常勤役員	号俸	常勤役員	号俸	常勤役員	号俸	常勤役員
1	200,000	36	270,000	71	340,000	106	410,000
2	202,000	37	272,000	72	342,000	107	412,000
3	204,000	38	274,000	73	344,000	108	414,000
4	206,000	39	276,000	74	346,000	109	416,000
5	208,000	40	278,000	75	348,000	110	418,000
6	210,000	41	280,000	76	350,000	111	420,000
7	212,000	42	282,000	77	352,000	112	422,000
8	214,000	43	284,000	78	354,000	113	424,000
9	216,000	44	286,000	79	356,000	114	426,000
10	218,000	45	288,000	80	358,000	115	428,000
11	220,000	46	290,000	81	360,000	116	430,000
12	222,000	47	292,000	82	362,000	117	432,000
13	224,000	48	294,000	83	364,000	118	434,000
14	226,000	49	296,000	84	366,000	119	436,000
15	228,000	50	298,000	85	368,000	120	438,000
16	230,000	51	300,000	86	370,000	121	440,000
17	232,000	52	302,000	87	372,000	122	442,000
18	234,000	53	304,000	88	374,000	123	444,000
19	236,000	54	306,000	89	376,000	124	446,000
20	238,000	55	308,000	90	378,000	125	448,000
21	240,000	56	310,000	91	380,000	126	450,000
22	242,000	57	312,000	92	382,000	127	452,000
23	244,000	58	314,000	93	384,000	128	454,000
24	246,000	59	316,000	94	386,000	129	456,000
25	248,000	60	318,000	95	388,000	130	458,000
26	250,000	61	320,000	96	390,000	131	460,000
27	252,000	62	322,000	97	392,000	132	462,000
28	254,000	63	324,000	98	394,000	133	464,000
29	256,000	64	326,000	99	396,000	134	466,000
30	258,000	65	328,000	100	398,000	135	468,000
31	260,000	66	330,000	101	400,000	136	470,000
32	262,000	67	332,000	102	402,000	137	472,000
33	264,000	68	334,000	103	404,000	138	474,000
34	266,000	69	336,000	104	406,000	139	476,000
35	268,000	70	338,000	105	408,000	140	478,000

別表2 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×2.0を上限とする。

別表3 常勤役員退職慰労金手当の算出要領

退職時の報酬月額×在職月数×0.125を上限とする。